平成23年3月18日 みなかみ町告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、町が耐震診断者を派遣して耐震診断を実施する木造住宅耐震診断者派遣 事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が発行した木造住宅の耐震診断と補強方法に 基づく一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
  - (2) 耐震診断者 町内又は利根郡内の建設会社又は建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者で、町長の指定する講習を修了したものをいう。

(対象住宅及び対象者)

- 第3条 この要綱の規定に基づき町が耐震診断者を派遣し耐震診断を行う住宅(以下「派遣対象住宅」という。)は、町内に存在する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面 積が2分の1以上のもの。)
  - (2) 平屋建て又は2階建てのもの
  - (3) 在来軸組工法で建築したもの
- 2 耐震診断者の派遣を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 派遣対象住宅の所有者かつ居住者
  - (2) 町税の滞納がない者

(申請手続)

第4条 この要綱の規定に基づき耐震診断を受けようとする者は、木造住宅耐震診断者派遣申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(耐震診断者の派遣の決定)

- 第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容を速やかに審査 し、耐震診断者の派遣を決定したときは木造住宅耐震診断者派遣決定通知書(様式第2 号)により、耐震診断者を派遣しないことを決定したときは木造住宅耐震診断者派遣不適 格通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により耐震診断者の派遣の決定を通知する場合において、必要があ

ると認めるときは、耐震診断者の派遣について条件を付することができる。

(申請内容の変更又は派遣の辞退)

- 第6条 前条の規定による木造住宅耐震診断者派遣決定通知を受けた者(以下「派遣対象者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断者派遣変更申請書(様式第4号)に、当該変更内容を証明することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、木造住宅耐震診断者派遣変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 派遣対象者が、事情により耐震診断を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断者派 遣辞退届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

- 第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条 第1項の派遣の決定を取り消すものとする。
  - (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
  - (2) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断者派遣決 定取消通知書(様式第7号)により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する経費)

第8条 耐震診断に要する費用は、町が負担するものとする。ただし、耐震診断者の交通費相当額については、派遣対象者の負担とし、現地調査時に耐震診断者に直接支払うものとする。

(派遣対象者に対する報告、指導及び助言)

- 第9条 町長は、耐震診断者から耐震診断結果報告を受けたときは、当該結果を審査し、当 該派遣対象者に報告しなければならない。
- 2 町長は、耐震診断結果報告書に基づき、派遣対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(個人情報の保護)

第10条 耐震診断者及び当該事務に従事している者は、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

												年	J	<b>]</b> [	3
み	なかみ町	「長					様								
								. L L.	<b>م</b> ملـ	n					
								甲請	首	住所					
										氏 名 電 記					
										电巾					
						木造住	宅耐震調	<b>诊断者</b> 派遣	計	請書					
7	、チェム、フ、吐	r- <b></b> `	生产,	少志	Lenge =3/2	(MC 本)に	<b>电击光</b> 与	bttant √oo d	<u></u> ነ	タの田	ウにト	10	┰╡	日の仕り	マルへ
	「耐震診断							<b></b>	<del>5</del> 4	条の規	ルによ	り、	, P i	にの生き	上に、フ
								是供するこ	·	・に同音	1.ます				
-	この概要	1				CHO PATE				. (C) P) E		0			
		所	17 7		地										
		用			途	□専用	住宅	□併用住宅	E ([	□店舗	□事務	务所	ŕ 🗆	その他	)
		構			造	木造	(在来	軸組工法	)						
		階			数		階								
		床	Ī	Ī	積	階	住	宅部分		住宅以				合計	
						階		m	_			n²			m <sup>2</sup>
						階		m <sup>s</sup>	2			n²			m <sup>2</sup>
		7-1.	h-h-	n-1-	- Д-	延べ面			/ [	m		\			
		建	築	時のア		口士/3	年 第 次 羽	月頃		□完成	□着□	L)	<b>П.</b> )		II.
*		政	計図	V)1	₹ ※	山作(類	基築確認	年		月 日	3第		号)		<u>'''</u>
受					決										
付付					裁										
欄					欄										

# ※ 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 町税の完納証明書又は同意書
- (3) 確認通知書の写し
- (4) 平面図
- (5) その他町長が必要と認めた書類

み第号年月日

様

みなかみ町長

## 木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

年 月 日付けで申請がありましたみなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業について、みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条の規定により審査をした結果、耐震診断者を派遣することに決定しましたので通知します。

み第号年月日

様

みなかみ町長

### 木造住宅耐震診断者派遣不適格通知書

年 月 日付けで申請がありましたみなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業について、みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条の規定により審査をした結果、不適格となりましたので耐震診断者の派遣を行いませんので通知します。

不適格理由:

							年	月	日
み	なかみ町長	5		様					
					申請者	住 所 氏 名 電 話			
			木造住	三宅耐震診断	f者派遣変 <b>勇</b>	自計書			
			ミしたの	で で、みなか け詰します。					
住宅	この概要	所有者	氏 名						
		所 在	地						
変更	の内容	変更前							
		変更後							
変更	の理由								
*			*						
受			決						
付			裁						
欄			欄						

様式第5号(第6条関係)

み第号年月日

様

みなかみ町長

### 木造住宅耐震診断者派遣変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありましたみなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業について、みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第6条の規定により変更申請を承認いたしましたので通知します。

					年	月	日
みなかみ町長		様					
			申請者	住 所 氏 名 電 話			
	<i>オ</i>	、造住宅耐震診	断者派遣辞	产退届			
年 業について辞退 定により届け出	したいので、み	けで通知があり xなかみ町木造					
住宅の概要	所有者氏名						
辞退理由							

様式第7号(第7条関係)

み第号年月日

様

みなかみ町長

### 木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書

年 月 日付けで派遣決定しましたみなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業について、みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第7条の規定に基づき次の理由により耐震診断者の派遣の決定を取り消しましたので通知します。

決定取消理由: